事　務　連　絡
令和７年３月 14 日

西東京市介護予防・生活支援サービス事業者　各位

西東京市健康福祉部高齢者支援課
介護保険担当課長　直井　朝彦

西東京市総合事業の訪問型サービス事業所における業務継続計画（BCP）未策定減算に係る
体制届の提出について（提出必須・全訪問事業所対象）

日頃より介護保険制度の円滑な事業運営に御協力賜り、心よりお礼申し上げます。
標記の件につきまして、以下のとおりお知らせいたします。
各事業所様におかれましては、お手数ですが、必ず御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

１　改定に伴う体制届の提出について

令和６年４月の報酬改定により、令和７年４月から業務継続計画（BCP）未策定減算が訪問型サービス事業所に適用されます。業務継続計画（ＢＣＰ）が未策定の場合及び、策定状況について**西東京市に届出がない場合は、減算型とみなされることになりました**。

つきましては、**西東京市の総合事業の指定がある訪問型サービス（A2, A3）事業所において令和７年４月１日時点の状況について、体制届の提出をお願いいたします**。

※詳細は西東京市ホームページでご確認ください。

２　提出期限

令和７年４月 15 日（火）必着　　※提出対象：西東京市の総合事業の指定がある「訪問型サービス（A2,A3）事業所」

３　提出書類

体制届（西東京市総合事業）【共通】［介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（体制届１）
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（体制届２）］

※業務継続計画（BCP）の添付は必要ございません。ただし、計画策定に疑義が生じた場合は提出を求めることがございますので、事業所において適切に運用してください。

～詳細・様式掲載場所～　※西東京市ホームページ

・トップページ＞健康・福祉＞高齢者支援＞介護予防・日常生活支援総合事業＞事業者＞お知らせ＞令和７年３月 14 日掲載

・トップページ＞健康・福祉＞高齢者支援＞介護予防・日常生活支援総合事業＞事業者＞変更届・体制届・廃止届等

４　提出方法

①**電子申請（電子申請届出システム）**

※まだ電子申請届出システムに対応していない事業所は②へ

②メ　ー　ル　件名：西東京市総合事業体制届
宛先：f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

～問い合わせ～
西東京市
健康福祉部高齢者支援課介護事業者係
電話　042-420-2815（直通）
Mail　f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp